

橿原市と株式会社近鉄百貨店との包括的連携に関する協定書

橿原市（以下「甲」という。）と株式会社近鉄百貨店（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、地域の一層の発展に資するため、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲および乙がそれぞれ有する情報、ネットワーク、ノウハウなどの経営資源を有効に活用し、相互に連携して取組を進めることにより、橿原市内（以下「市内」という。）の市民サービスの向上や地域活性化を図ることを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲および乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、連携し、協力する。

- (1) 地産地消の推進、市特産品の販売に関する事
- (2) 観光の振興に関する事
- (3) 災害対策、防災、防犯および交通安全に関する事
- (4) 高齢者、障がい者の支援に関する事
- (5) 女性の活躍、子育て支援に関する事
- (6) 医療、健康増進に関する事
- (7) 青少年育成、教育・文化・スポーツの振興に関する事
- (8) 環境対策に関する事
- (9) 市政情報発信に関する事
- (10) その他、地域の活性化および住民サービスの向上に関する事

2 前項各号に定める事項の具体的な取組内容および実施方法は、甲および乙協議の上、取組毎に別途取り決める。

（協定内容の変更）

第3条 甲および乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲および乙が書面により特段の申し出を

行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

（守秘義務）

第5条 甲および乙は、本協定第2条第1項各号の連携協力により知り得た相手方の秘密情報について、相手方の事前の承諾を得ずに第三者に開示・漏洩してはならない。

（その他）

第6条 本協定に定めのない事項または本協定に関して疑義が生じたときは、甲および乙協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲および乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和3年5月24日

甲 奈良県橿原市八木町1-1-18
橿原市長

亀田 忠孝

乙 奈良県橿原市北八木町3-65-11
株式会社近鉄百貨店橿原店
店長

小山 修